

件名（単価契約）タブレット端末（iPad）の調達及び通信サービスの提供業務にかかる質問および回答一覧

項目	質問内容	回答内容
0. 製品単価の改定について（本市からの補足）	ー（本市より参加者全員へ補足）	<p>本プロポーザルの予定価格（契約金額の上限）及び契約条件は、公告日（令和8年6月25日）時点の製品単価等を前提として設定しています。令和8年6月26日付けのタブレット端末（iPad）の希望小売価格の改定は、これらに反映しておりません。</p> <p>つきましては、企画提案書及び見積書は、公告日時点（値上げ前）の条件を前提として作成・提出してください。</p> <p>なお、製品単価の改定に伴う契約金額の調整及びこれに起因する納期の調整については、受注候補者の決定後、提案内容を踏まえて本市と協議のうえ、必要に応じて対応します。</p> <p>また、製品単価の改定に伴い契約額の調整を行う場合、当初の見積単価に対する増額の率は、対象製品ごとの希望小売価格の改定（値上げ）の率を超えないものとします。</p>
1. 契約期間について	<p>契約期間につきまして、仕様書では「契約締結日から令和9年3月31日まで」と記載されておりますが、契約期間を「契約締結日から3年間」とすることは可能でしょうか。</p> <p>また、難しい場合は、契約可能な最低契約期間をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>今回の調達（端末等の物品）を含む契約の契約期間は、仕様書のとおり「契約締結日から令和9年3月31日まで」であり、一律3年間とすることはできません。ただし、通信サービスのみの契約については、契約開始日から1年間とすることが可能です。この場合において、当該年度以降（翌年度以降）に係る経費については、各年度の予算の成立（市会の議決）を前提とします。なお、通信回線の最低利用期間や違約金については、各通信会社の規定に基づきます。</p>
2. 契約プランに	<p>データ通信容量につきまして、10GBとの記載がありますが、こちらは確定要件との認識による</p>	<p>予算の範囲内であれば協議・調整の余地はあります。最終判断は提案内容を踏まえて決定しますが、現時点でお示ししている予定</p>

<p>ついて</p>	<p>しいでしょうか。</p> <p>また、データ容量について協議・調整の余地がございましたらご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>価格の上限は 10GB プランを想定して算定しています。</p> <p>なお、見積単価は 10GB プランを基準として提出してください。データ容量の変更は、受注候補者の決定後、予算の範囲内で協議の上、契約します。</p>
<p>3. 契約金額の上限について</p>	<p>提示いただいている予算上限額は確定との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お示ししている上限額（金 9,062,205 円）は公告時点の予定価格です。製品単価の値上げ等に伴い、必要に応じて契約額の調整を行う余地はあります。</p> <p>なお、製品単価の改定への対応は、項番 0（本市からの補足）のとおりです。</p>
<p>4. 納期および契約開始日について</p>	<p>端末納期が令和 8 年 7 月 31 日と記載されておりますが、納期の調整は可能でしょうか。</p> <p>また、それに伴い契約開始日（利用開始日）についても後ろ倒しでの調整は可能でしょうか。</p> <p>調整可能な場合は、許容される最遅の納期および利用開始日をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>令和 8 年 7 月 31 日を当初の納期としていますが、今回のタブレット端末（iPad）の製品単価の改定（項番 0 参照）に伴う調達状況への影響も考慮します。これらの事情により当初の納期までの納品が難しい場合は、提案内容を踏まえ、別途打合せにより後ろ倒しの調整に応じます。これに伴う利用開始日についても、併せて協議のうえ調整します。ただし、プロポーザルではスケジュールの実現性も評価対象となります。</p>
<p>5. ABM の登録について</p>	<p>ABM 登録につきましては、弊社にて自動デバイス登録が可能となるよう初期設定を実施したうえで納品する対応を想定しておりますが、その認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。Apple Business Manager（ABM）と連携し、Automated Device Enrollment（ADE）による自動登録が可能となるよう初期設定をお願いします。</p>

<p>6. 希望要件について</p>	<p>以下の要件につきまして、対応不可の場合でも要件を満たすものとして差し支えないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ通信容量の翌月繰越ができないプラン ・回線を利用しない期間における休止設定や利用料金の減額対応ができないプラン 	<p>あくまで「希望要件」であるため、対応不可でも失格にはなりません。企画提案書には「対応不可」と明記し、代替案等があれば併記してください。なお、対応状況は加点評価の対象となります。</p>
<p>7.Apple Business Manager (ABM) を活用したデバイス登録の実績</p>	<p>[プロポーザル説明書 8 (1) ア (ウ)]</p> <p>ABM を活用したデバイス登録及びキittingの実績添付に関し、自治体等での契約で、ABM を活用した連携を行っている事例は種々ございますが、契約書/仕様書に ABM 活用まで謳われているケースが見当たらず、そういった場合、社内書式ではありますが、「Device Enrollment Program (Apple 提供) サポートサービス利用申込書」(別紙添付)の添付にてご対応可能でしょうか。</p>	<p>ABM/DEP を活用した実績が客観的に確認できる書類であれば、申込書等の写しでも対応可能です。提出の際は、契約当事者、業務内容、時期が確認できる状態(機密情報はマスキング可)にしてください。</p>
<p>8.MDM に関わるキitting範囲</p>	<p>[契約仕様書 3 端末設定・ソフトウェア (MDM)]</p> <p>(詳細は受注後に指示する) という、説明がありますが、今件のキittingにおいては、原則、以下の認識で相違ありませんでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。MDM 設定や納品後の端末のアクティベーションは本市で行います。受注者の作業は、ABM へのデバイス登録、および液晶保護フィルムの貼付・防塵耐衝撃ケースの装着となります。</p> <p>また、機器の搬入は受注者にてお願いします。</p>

	<p>○MDM の設定⇒お客様作業</p> <p>○ABM の設定追加（変更作業）、外装作業（画面保護フィルム貼付実施）が受注者作業で（それ以外の電源投入、アクティベーションを含むキッティング作業は無い前提）</p>	
<p>9.Apple Business Manager でのデバイス登録に必要な情報の提供</p>	<p>[契約仕様書 3 端末設定・ソフトウェア (MDM)]</p> <p>ABM での初期設定作業が必要な場合、設定作業用の管理対象 Apple アカウント（作業に必要な役割が設定されたもの）をご用意いただける認識で良いでしょうか。</p>	<p>ABM へのデバイス登録（紐付け）に必要な情報の提供や具体的な作業手順については、受注候補者の決定後に、受注者と協議のうえ、必要に応じて調整いたします。本市の管理対象 Apple アカウントの貸与については、現時点では想定はしていませんが、登録作業が円滑に進むよう、必要な情報の提供や必要に応じて適宜対応いたします。</p>
<p>10.再委託の事前承認について</p>	<p>[契約仕様書 条件 6 再委託]</p> <p>再委託を行うときには事前に書面により承認を得ることとありますが、どのタイミングで承認を得ればよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務の一部を再委託する場合は、契約締結後、実際に再委託先へ業務を委託（作業を開始）する前に、所定の書面（再委託等承認申請書等）を本市へ提出し、承認を得る必要があります。なお、承認手続きの詳細や基準等については、プロポーザル説明書に記載の「京都市行財政局管財契約部契約課通知」の定めに従ってください。</p>